

船橋市学校給食費に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市学校給食費に関する条例（平成26年船橋市条例第47号。以下「条例」という。）及び船橋市学校給食費に関する条例施行規則（平成27年船橋市教育委員会規則第2号。以下「規則」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は条例及び規則の例による。

(学校給食費の納付)

第3条 学校給食費負担者は、口座振替又は納付（払込）書により学校給食費を納付する。

2 学校給食費負担者は、学校給食費の口座振替による納付を希望する場合、船橋市学校給食費預金口座振替依頼書兼自動払込利用申込書（第1号様式）を取り扱い金融機関に提出し、当該金融機関を通じて船橋市学校給食費預金口座振替依頼書兼自動払込受付通知書（第2号様式）を教育委員会に提出するものとする。

3 学校給食費負担者は、学校給食費の口座振替による納付を希望しない場合、支払方法届出書兼還付金口座指定届（第3号様式）を教育委員会に提出するものとする。

4 学校給食費負担者は、納付（払込）書を使用する場合、金融機関窓口で納付する方法のほか、指定代理納付者による立替払いの方法により納付することができる。

5 第1項の規定にかかわらず、生活保護世帯に属する児童又は生徒の学校給食費については、生活保護法（昭和25年法律第144号）第32条の規定により校長が交付を受ける教育扶助費をもって納付するものとする。

(学校給食費の通知)

第4条 教育委員会は、学校給食費の額を決定したときは、口座振替により納付する場合にあつては船橋市学校給食費納入通知書（以下「納入通知書」という。）により、納付（払込）書により納付する場合にあつては船橋市学校給食費納入通知書兼納付書（以下「納入通知書兼納付書」という。）により、学校給食費負担者に納付額等を通知するものとする。

2 教育委員会は、学校給食費の額を変更したときは、口座振替により納付する場合にあつては船橋市学校給食費納入額変更通知書（以下「納入額変更通知書」という。）により、

納付（払込）書により納付する場合にあつては船橋市学校給食費納入額変更通知書兼納付書（以下「納入額変更通知書兼納付書」という。）により、学校給食費負担者に変更後の納付額等を通知するものとする。

3 教育委員会は、条例第5条の規定により学校給食費の免除を受ける者及び生活保護世帯に属する児童又は生徒の保護者等については、船橋市学校給食費に関するお知らせ（以下「学校給食費に関するお知らせ」という。）により、認定等の期間中は学校給食費を納付する必要がある旨を通知するものとする。

4 前3項に規定する納入通知書、納入通知書兼納付書、納入額変更通知書、納入額変更通知書兼納付書及び学校給食費に関するお知らせの様式は、別表第1に定めるとおりとする。

（学校給食費の徴収）

第5条 規則第4条第1項に規定する教育委員会がやむを得ないと認めるときとは、別表第2の左欄の各号に掲げるとおりとし、その場合の学校給食費の納期等は、当該右欄に定めるとおりとする。

2 規則第4条第2項に規定する教育委員会がやむを得ないと認めるときとは、別表第3の左欄に掲げるとおりとし、その場合の学校給食費の納期等は、右欄に定めるとおりとする。

3 教育委員会は、規則第4条第1項及び第2項に定める納期にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、第4条第1項により当該学校給食費負担者が納付すべき納付額等を通知する。

(1) 小学校及び特別支援学校において、給食喫食者が年度の途中で転学し（船橋市立の小学校又は特別支援学校へ転学する場合を除く。）、又は除籍となる場合であつて、学校給食費負担者が納付すべき年間納付額が、既に到来した納期の納付額の合計を上回るとき。

(2) 小学校及び特別支援学校において、第5期の納付額を決定する日（以下「計算日」という。）を過ぎてから、年間納付額に増額となる変更が生じたとき。

(3) 小学校及び特別支援学校において、第5期の計算日を過ぎてから、給食喫食者が過去に遡って生活保護法第13条の教育扶助（以下「教育扶助」という。）又は船橋市就学援助要綱に定める就学援助（以下「就学援助」という。）の対象を外れることが判明したとき。

- (4) 中学校において、給食喫食者（飲用の牛乳の提供を受けない者を除く。）が、8月期の計算日以前に転学し（船橋市立の中学校へ転学する場合を除く。）、又は除籍となるとき。
 - (5) 中学校において、給食喫食者が過去に遡って教育扶助又は就学援助の対象を外れることが判明したとき。
 - (6) 2月期の計算日に船橋市立の中学校に在学し、就学援助の対象となっている生徒が、その翌年度に就学援助の対象とならないことが判明したとき。
 - (7) その他、やむを得ない事由により、規則第4条第1項及び第2項に定める納期に寄らず、学校給食費の徴収を行うとき。
- 4 教育委員会は、船橋市立の中学校に在学する生徒が2月期の計算日において就学援助の対象となっている場合、または船橋市立の小学校に在学し、船橋市立の中学校に入学する生徒が3月期の計算日において就学援助の対象となっている場合は、当該年度の2月期から翌年度の5月期までの納期限を、翌年度の7月末日まで延長することができる。

（臨時喫食者の学校給食費の徴収）

第6条 規則第3条第4項に規定する臨時に学校給食の提供を受ける者（以下「臨時喫食者」という。）が学校給食の提供を申し込む際に、飲用の牛乳又は飲用の牛乳以外の学校給食の全ての提供を受けない旨を予め申し出たときは、同項の規定にかかわらず、飲用の牛乳の提供を受けない場合にあつては同条第2項に定める牛乳代を、飲用の牛乳以外の学校給食の全ての提供を受けない場合にあつては同条第1項に定める1食当たりの額を徴収しないものとする。

- 2 臨時喫食者に係る学校給食費の徴収は、第3条第1項の規定にかかわらず、納付（払込）書により行うものとする。
- 3 臨時喫食者に係る学校給食費の納期限は、当該学校給食費に係る納付（払込）書の発行日が月の15日までに属するときは当月末日（これらの日が休日等に当たる場合は、翌日以後最初に到来する休日等以外の日）とし、月の16日以後に属するときは翌月15日（これらの日が休日等に当たる場合は、前日以前最後に到来する休日等以外の日）とする。

（学校給食費の調整等）

第7条 規則第7条に規定する必要な調整は、別表第4に定めるとおりとする。

2 前項に規定する必要な調整等の結果、小学校及び特別支援学校の年間納付額に変更が生じる場合の変更後の額の計算は、規則別表第1に掲げる各納期（第1期を除く。）の計算日において行う。

2 前項に規定する計算に基づく納付額等の調整方法は、別表第5の左欄に掲げる区分に応じ、当該右欄に定めるとおりとする。

（中学校における喫食予定の取消）

第8条 中学校において、学校給食費負担者が、学校給食の提供を受ける分として申し込んだ学校給食（以下「喫食予定」という。）に相当する学校給食費（牛乳代を除く。）を定められた納期限までに納付しない場合、当該喫食予定を取り消すものとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときはこのかぎりではない。

2 前項の場合において、教育委員会は、当初納期限までに学校給食費の納付を行わなかった学校給食費負担者に対して、船橋市学校給食費納入のお願い（第4号様式）により新たに指定する納期限等を通知するものとする。

（学校給食費の充当及び還付）

第9条 納付された学校給食費に過納又は誤納のあるときは、その過誤納額を当該学校給食費負担者の未納の学校給食費に充当することができる。

2 納付された学校給食費に過納又は誤納のあるときで、前項に規定する充当を行わない場合は、学校給食費を還付する。

3 前2項の規定により充当し、又は還付する場合は、船橋市学校給食費還付額通知書（第5号様式）により学校給食費負担者に通知するものとする。

4 還付は、毎月末日（12月は25日）の前日（これらの日が休日等に当たる場合は、前日以前最後に到来する休日等以外の日。以下同じ。）に行うものとする。ただし、中学校の年間牛乳代が8月期の計算日以後に減額となる場合（当該年度内に飲用の牛乳の提供をうける予定がそれ以後ない場合及び給食喫食者が教育扶助又は就学援助の対象となる場合を除く。）にあつては、当該年度内の減額に伴う還付を4月末日の前日に一括して行うものとする。

（学校給食費の督促等）

第10条 教育委員会は、当初納期限までに学校給食費の納付がない場合、学校給食費負担者に対して、船橋市学校給食費督促状（第6号様式）により督促を行う。

2 前項の規定によっても学校給食費負担者が学校給食費を納付しない場合、教育委員会

は、学校給食費負担者に対して船橋市学校給食費催告書（第7号様式）により催告を行うものとする。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が定める。

附 則

この要綱は、制定の日から施行し、平成27年4月1日以後に実施する学校給食に係る学校給食費について適用する。

附 則

この要綱は、平成30年1月1日から施行し、平成30年4月1日以降に実施する学校給食に係る学校給食費について適用する。

附 則

この要綱は、平成31年3月15日から施行し、平成31年5月1日以降に実施する学校給食に係る学校給食費について適用する。

附 則

この要綱は、令和2年3月1日から施行し、令和2年4月1日以降に実施する学校給食に係る学校給食費について適用する。

附 則

この要綱は、令和2年11月1日から施行し、令和2年11月1日以降に実施する学校給食に係る学校給食費について適用する。

別表第1

区分	対象	様式
納入通知書	小学校及び特別支援学校	第8号様式
	中学校（牛乳代を除く）	第9号様式
	中学校（牛乳代）	第10号様式
納入通知書兼納付書	小学校及び特別支援学校	第11号様式
	中学校（牛乳代を除く）	第12号様式
	中学校（牛乳代）	第13号様式
	臨時喫食者	第14号様式
納入額変更通知書	小学校及び特別支援学校	第15号様式
	中学校（牛乳代）	第16号様式
納入額変更通知書兼納付書	小学校及び特別支援学校	第17号様式
学校給食費に関	小学校及び特別支援学校	第18号様式

するお知らせ	中学校（牛乳代を除く）	第19号様式
	中学校（牛乳代）	第20号様式

別表第2

事由	納期等
1 転入学その他の事由により、給食喫食者が年度の途中から学校給食の提供を受けるとき（給食喫食者が船橋市立の他の小学校又は特別支援学校において学校給食の提供を受けており、引き続き船橋市立の小学校又は特別支援学校において学校給食の提供を受ける場合を除く。）	学校給食の提供を受けるものとして申し出た日以後に到来する各納期（当該申し出た日が当該納期の計算日を過ぎている場合は、次に到来する納期以後の各納期）において徴収する
2 規則別表第1による第1期から第4期までの納付額の合計が、当該学校給食費負担者が納付すべき年間納付額を上回るとき	年間納付額を超過しない納期まで規則別表第1による徴収を行ったうえで、規則別表第1に定める方法で第5期の徴収を行う
3 給食喫食者が年度の途中から、教育扶助又は就学援助の対象となるとき	学校給食費負担者が納付すべき年間納付額が、既に到来した納期の納付額の合計を上回る場合には、教育扶助又は就学援助の対象となることが判明した日以後、最初に到来する納期（当該判明した日が当該納期の計算日を過ぎている場合は、次に到来する納期）において残りの金額を徴収する
4 給食喫食者が年度の途中から、教育扶助又は就学援助の対象を外れるとき	教育扶助又は就学援助の対象を外れることが判明した日以後に到来する各納期（当該判明した日が当該納期の計算日を過ぎている場合は、次に到来する納期以後の各納期）において徴収を行う

別表第3

事由	納期等
転入学その他の事由により、給食喫食者が8月期の計算日の翌日以後に飲用の牛乳の提供を受け始めるとき（給食喫食者が船橋市立の他の中学校において飲用の牛乳の提供を受けており、引き続き船橋市立の中学校において飲用の牛乳の提供を受ける場合を除く。）	飲用の牛乳の提供を受けるものとして申し出た日以後、最初に到来する規則別表第1に定める納期（当該申し出た日が当該納期の計算日を過ぎている場合は、次に到来する納期）において、規則第3条第2項に定める牛乳代の額に給食喫食者が当該年度に提供を受ける学校給食の回数を乗じて得た額を徴収する

別表第4

該当事由	調整内容
1 転入学、転学その他の事由により、年度の途中から学校給食の提供を受け、又は受けることができないとき	規則第3条第3項第1号及び第2号の「年間実施回数」を、「当該年度に提供を受ける学校給食の回数」に読み替えて年間納付額を算出する。ただし、年度の途中から学校給食の提供を受けない場合にあつて、児童又は生徒については給食停止（開始）届（規則第3号様式）を学校が受理した日の翌日から、その他学校給食の提供を受ける者については提供を受けない旨の連絡を学校が受けた日の翌日から起算して3日以内（当該期間の算定については、休日等を除く。）については減額の対象としない
2 食物アレルギー等のやむを得ない理由により、飲用の牛乳、飲用の牛乳以外の学校給食の全て又は学校給食の全ての提供を受けることができないとき	当該喫食者が現に提供を受ける区分に相当する1食あたりの単価に当該喫食者が提供を受ける回数に乗じて得た額を納付額とする。ただし、児童又は生徒については給食停止（開始）届（規則第3号様式）を学校が受理した日の翌日から、その他学校給食の提供を受ける者については提供を受けない旨の連絡を学校が受けた日の翌日から起算して3日以内（当該期間の算定については、休日等を除く。）については減額の対象としない
3 傷病等により、市が学校給食を実施する日において、連続して3日以上（当該期間の算定については、休日等を除く。）学校給食の提供を受けることができないとき	規則第3条第3項第1号及び第2号の「年間実施回数」並びに第2号の「学校給食の提供を受ける分として申し込んだ学校給食の回数」から、当該給食喫食者が学校給食の提供を受けない回数を減じて、年間納付額を算出する。ただし、児童又は生徒については欠食届（規則第4号様式）を学校が受理した日の翌日から、その他学校給食の提供を受ける者については提供を受けない旨の連絡を学校が受けた日の翌日から起算して3日以内（当該期間の算定については、休日等を除く。）については減額の対象としない
4 災害等のやむを得ない理由により、市が学校給食を実施しないとき	規則第3条第3項第1号及び第2号の「年間実施回数」並びに第2号の「学校給食の提供を受ける分として申し込んだ学校給食の回数」から、市が学校給食を実施しない回数を減じて、年間納付額を算出する。ただし、給食中止等の決定の翌日から起算して3日以内（当該期間の算定については、休日等を除く。）については減額の対象としないことができる
5 その他教育委員会が必要があると認めるとき	教育委員会が必要があると認める範囲内において、学校給食費の額を減額する

別表第5

区分	調整方法
年間納付額が減額となる場合であつて、その差額が変更前の第5期の納付額以下である場合	第5期の納付額を変更することにより調整する

<p>年間納付額が増額となる場合であって、その差額が、変更前の第4期以前最後に到来する納付額が0円でない納期の納付額から、変更前の第5期の納付額を減じて得た額以下である場合</p>	
<p>年間納付額が減額となる場合であって、その差額が変更前の第5期の納付額を超える場合</p>	<p>当該計算日以後に到来する各納期の納付額を変更することにより調整する</p>
<p>年間納付額が増額となる場合であって、その差額が、変更前の第4期以前最後に到来する納付額が0円でない納期の納付額から、変更前の第5期の納付額を減じて得た額を超える場合</p>	

第1号様式

船橋市学校給食費預金口座振替依頼書兼自動払込利用申込書

金融機関用

船橋市指定金融機関・船橋市収納代理金融機関・ゆうちょ銀行 御中 年 月 日

私（納付義務者）は、船橋市が提供する学校給食の食材に対する費用を、学校給食費として船橋市に納めることを了承します。

連帯債務者である私たち（納付義務者）は、小学校学校給食費及び中学校学校給食費について、他の連帯債務者（納付義務者の一方）に対する請求は、自己に対する請求として効力が生じることに、それぞれ了承します。

私（納付義務者・口座名義人）は、上記の学校給食費について、預金口座振替（自動払込）の方法で納付することを了承し、裏面記載の契約事項に従って口座振替（自動払込）を依頼します。

なお、還付事由が生じた時は、下記の口座に振り込んでください。

指定口座	以外の金融機関	金融機関名	本支店名	預金種別 1. 普通 2. 当座	口座番号					
		金融機関コード	支店コード	口座名義人	カナ					
	通帳記号（6桁目がある場合「の」欄に記入）		通帳番号（右詰めで記入）		氏名					
	ゆうちょ銀行	1	0		住所					
納付義務者（保護者等）	住所			受付店日附印	払込先口座番号 00100-8-4980		金融機関届出印			
	氏名				払込先加入者名 船橋市会計管理者					
	電話	()			種目コード	166				
	住所				契約種別コード	30				
	氏名				検印	印鑑照合	係印			
	電話	()								
(給食喫食者 児童生徒等)	所属	学校 年 組 番		ゆうちょ銀行を除く						
	カナ			払込開始年月（船橋市用が市に届いた翌月末以降の開始となります）						
	氏名	男・女		年 月						

◎契約事項は裏面記載のとおりです。

契約事項（ゆうちょ銀行に係るものについては除く）

- 1 私が船橋市に支払うべき学校給食費について、船橋市から貴行に納入の通知がなされたときは、私に通知することなく、市指定の振替日に当該納付金額を指定口座から引落のうえ、船橋市の歳入金として収納してください。なお、この口座振替依頼書は解約又は廃止の申し出を行わない限り、引き続き有効なるものとして取り扱ってください。
- 2 預金の引落としにあたっては、貴行の預金にかかる規定にかかわらず、小切手の振出又は預金通帳及び預金払戻請求書の提出はいたしません。
- 3 指定口座の残高が振替日において、納付金額に満たないときは、私に通知することなく、当該納入の通知書等を船橋市に返却されても異議ありません。その場合は、私が船橋市に直接納付します。
- 4 私が船橋市への納付を行わず滞納が生じた場合に限り、船橋市及び船橋市教育委員会が、当該債権の管理に必要な範囲において、市が有する私の情報を調査し、使用するとともに、関係する市の組織間（市立学校を含む）で共有することを了承します。
- 5 この契約は、長期にわたり取引がない等、貴行が必要と認めた場合には、解除されても異議ありません。
- 6 私が口座振替契約の解約を希望する場合には、貴行所定の解約書または廃止届書を提出します。
- 7 この口座振替により、船橋市歳入金として収納された場合の領収書は請求いたしません。
- 8 この口座振替の取り扱いについて、疑義が生じたときは、船橋市、貴行及び私の間で協議し解決します。
- 9 この振替依頼に関する手続きは、船橋市へ委任します。

※ゆうちょ銀行をご指定の場合は、自動払込み規定が適用されます。

問合せ 船橋市教育委員会保健体育課 047-436-2418

第2号様式

船橋市学校給食費預金口座振替依頼書兼自動払込受付通知書

船橋市用

船橋市指定金融機関・船橋市収納代理金融機関・ゆうちょ銀行 御中 年 月 日

私（納付義務者）は、船橋市が提供する学校給食の食材に対する費用を、学校給食費として船橋市に納めることを了承します。

連帯債務者である私たち（納付義務者）は、小学校学校給食費及び中学校学校給食費について、他の連帯債務者（納付義務者の一方）に対する請求は、自己に対する請求として効力が生じることに、それぞれ了承します。

私（納付義務者・口座名義人）は、上記の学校給食費について、預金口座振替（自動払込）の方法で納付することを了承し、裏面記載の契約事項に従って口座振替（自動払込）を依頼します。

なお、還付事由が生じた時は、下記の口座に振り込んでください。

指定口座	以外の金融機関 ゆうちょ銀行	金融機関名	本支店名	預金種別 1. 普通 2. 当座	口座番号					
		金融機関コード	支店コード	口座名義人	カナ					
			氏名							
	ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は「の」欄に記入)	通帳番号 (右詰めで記入)		住所					
		1	0							
納付義務者(保護者等)	住所				受付店日附印	払込先口座番号 00100-8-4980				
	氏名					払込先加入者名 船橋市会計管理者				
	電話	()				種目コード	166			
	住所					契約種別コード	30			
	氏名									
	電話	()								
(給食喫食者 児童生徒等)	所属	学校 年 組 番			払込開始年月 (船橋市用が市に届いた翌月末以降の開始となります) 年 月					
	カナ									
	氏名				男・女					

◎契約事項は裏面記載のとおりです。
◎送付先は裏面記載のとおりです。◎船橋市用については、訂正印不要です。

契約事項（ゆうちょ銀行に係るものについては除く）

- 1 私が船橋市に支払うべき学校給食費について、船橋市から貴行に納入の通知がなされたときは、私に通知することなく、市指定の振替日に当該納付金額を指定口座から引落のうえ、船橋市の歳入金として収納してください。なお、この口座振替依頼書は解約又は廃止の申し出を行わない限り、引き続き有効なるものとして取り扱ってください。
- 2 預金の引落としにあたっては、貴行の預金にかかる規定にかかわらず、小切手の振出又は預金通帳及び預金払戻請求書の提出はいたしません。
- 3 指定口座の残高が振替日において、納付金額に満たないときは、私に通知することなく、当該納入の通知書等を船橋市に返却されても異議ありません。その場合は、私が船橋市に直接納付します。
- 4 私が船橋市への納付を行わず滞納が生じた場合に限り、船橋市及び船橋市教育委員会が、当該債権の管理に必要な範囲において、市が有する私の情報を調査し、使用するとともに、関係する市の組織間（市立学校を含む）で共有することを了承します。
- 5 この契約は、長期にわたり取引がない等、貴行が必要と認めた場合には、解除されても異議ありません。
- 6 私が口座振替契約の解約を希望する場合には、貴行所定の解約書または廃止届書を提出します。
- 7 この口座振替により、船橋市歳入金として収納された場合の領収書は請求いたしません。
- 8 この口座振替の取り扱いについて、疑義が生じたときは、船橋市、貴行及び私の間で協議し解決します。
- 9 この振替依頼に関する手続きは、船橋市へ委任します。

※ゆうちょ銀行をご指定の場合は、自動払込み規定が適用されます。

依頼書・受付通知書の送付先

〒273-8501 船橋市湊町2-10-25 船橋市役所 税務課

第3号様式

支払方法届出書兼還付金口座指定届

年 月 日

船橋市教育委員会 あて

私は、船橋市が提供する学校給食の食材購入に要する費用を、学校給食費として船橋市に納めることを了承します。私が船橋市に納付すべき下記児童生徒の学校給食費については、納付書による納付を希望するので届け出ます。

所属学校・クラス	船橋市立	学校	年	組
フリガナ				
児童生徒等喫食者氏名				

なお、過誤納等により、市から私に対して支払われるべき還付金が生じた場合については、下記の口座へ入金してください。なお、口座名義人が私（保護者）と異なる場合については、私（保護者）が市に対して有する過誤納金の受領権を下記口座名義人に委任したものと取り扱っていただいて差支えありません。

指定 口座	ゆうちょ銀行	金融機関名	本支店名	預金種別	口座番号
	以外の 銀行	金融機関コード		支店コード	口座名義 ※カタカナで記入
		通帳番号		通帳記号	口座名義 ※カタカナで記入
	ゆうちょ銀行	1	0	の	

※銀行名・支店名・口座番号等誤りが無いが、今一度通帳等で確認してください。

ゆうちょ銀行の場合は特に、記載した記号番号で間違いがないか確認ください。

私が船橋市への納付を行わず滞納が生じた場合に限り、船橋市及び船橋市教育委員会が、当該債権の管理に必要な範囲において、市が有する私の情報を調査し、使用するとともに、関係する組織間で共有することを了承します。

保護者	住所	
	氏名	続柄
	連絡先	()
保護者	住所	
	氏名	続柄
	連絡先	()

第4号様式

年 月 日 作成

様

船橋市教育委員会

印

船橋市学校給食費納入のお願い

学校給食費について、当初納期限までの納付が確認できませんでした。下記指定期限までに納付が確認できない場合は、食券が発行されず、お申込みいただいた給食がキャンセルとなりますので、ご注意ください。

- 1 学校給食費負担者 様
2 対象となる給食費
3 当初納期限
4 納付額 円
5 指定期限
6 納付方法 本書の切り取り線から下を切り離し、裏面に記載の金融機関等で納付してください。

※この通知は、年 月 日 現在で作成しています。既にお支払いいただいている場合は、本状が行き違いとなりましたことをご了承ください。
※指定期限を経過した納付書は金融機関窓口で使用できません。やむを得ない理由で期限までに支払いができなかった場合は、速やかに下記までお問合せください。

発行部署：
電話番号：

船橋市学校給食費領収済通知書

Form with fields for recipient name, summary, confirmation number, specified period, business type, year, category, account, payment number, amount, fee, late fee, and date stamp.

※この納付書はゆうちょ銀行やコンビニエンスストア、ATM(現金自動預払機)では使用できません。

※指定期限を経過した納付書は使用できません。

船橋会計管理者あて
上記のとおり領収したので通知します。

指定金融機関取りまとめ店 千葉銀行船橋支店

(金融機関→船橋市)

この通知書は、船橋市教育委員会から発行されています。切り取り線から下を切り離し、金融機関等で納付してください。

船橋市学校給食費
納付(払込)書

Form for payment with fields for year, confirmation number, business type, specified period, fee, late fee, and amount.

(金融機関保管)

船橋市学校給食費
領収書

Form for receipt with fields for year, category, payment number, specified period, fee, late fee, and amount.

上記のとおり徴収しました。

領収日付印

(納付者保管)

第5号様式

年 月 日 作成

様

船橋市教育委員会 印

船橋市学校給食費還付額通知書

あなたの納めた学校給食費が納めすぎになりましたので、次のとおりお返しします。

1 給食喫食者

様

2 学校給食費負担者

様

3 充当する額

充当する金額 (未納額) 円

4 お返しする金額

年度 度
納めすぎた金額 (過誤納金額)
① 円
お返しする金額 (還付金)
② 円

5 納め過ぎた金額 (過誤納金額) の内訳 (①の内訳)

Table with 6 columns: 請求年月, 納めるべき金額, 入金額, 還付済みの金額, 納め過ぎた金額, 領収年月日

6 お返しする金額 (還付金) の受領方法

お返しする金額は、年 月 日以降に、お届け済みの学校給食費の口座にお振込みいたします。

お問い合わせ先： 電話：

----- キリトリ線 (切り離して、以下を返送してください) -----

船橋市学校給食費還付口座届出書

還付金は下記の「還付金振込先口座」欄に印字された口座へお振込みします。
「還付金振込先口座」欄に印字がない方のみ、下記の各項目に必要事項をご記入のうえ、お手数ですがご返送ください。

給食喫食者名
所属学校名 学年学級
保護者電話番号 保護者氏名 印
保護者住所
還付金振込先
ゆうちょ銀行以外 金融機関名 支店名
金融機関番号 支店番号 口座番号
預金区分 普通預金 ・ 当座預金
ゆうちょ銀行 通帳記号 通帳番号 (右詰めで記入)
共通 口座名義人 (カナ) (保護者)

※個人情報保護のため口座番号 (通帳番号) の一部を****でマスキングしています。
還付金振込先を上記以外の口座に変更したい場合は、上記問合せ先までご連絡ください。
学校給食費負担者以外が口座名義人の口座を新たに指定する場合は委任状が必要となりますので、お問合せください。

返送先：

第6号様式

年 月 日 作成

様

船橋市教育委員会

印

船橋市学校給食費督促状

学校給食費について、当初納期限までの納付が確認できませんでした。下記指定期限までに必ず納付してください。なお、当初納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、法定利率の遅延損害金を別途徴収します。

- 1 学校給食費負担者 様
2 対象となる給食費 分
3 当初納期限
4 未納金額 円
5 内訳 [元本金額] 円 [遅延損害金額] 円 (現在)
6 指定期限
7 納付方法 本書の切り取り線から下を切り離し、裏面に記載の金融機関等で納付してください。

※この督促状は、現在で作成しています。既にお支払いいただいている場合は、本状が行き違いとなりましたことご了承ください。

【遅延損害金について】

遅延損害金の額に100円未満の端数金額があるとき、又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとします。年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とします。

発行部署：
電話番号：

船橋市学校給食費領収済通知書

Form with fields for recipient name, summary, confirmation number, specified period, business type, year, period, account, payment number, amount, and fee details.

※この納付書はゆうちょ銀行やコンビニエンスストア、ATM(現金自動預払機)では使用できません。船橋会計管理者あて上記のとおり領収したので通知します。

指定金融機関取りまとめ店 千葉銀行船橋支店

(金融機関→船橋市)

この通知済通知書は通知済欄で処理します。

船橋市学校給食費納付(払込)書

Form for payment confirmation with fields for year, confirmation number, business type, specified period, fee, late fee, and total amount.

(金融機関保管)

船橋市学校給食費領収書

Form for receipt confirmation with fields for year, period, payment number, specified period, fee, late fee, and total amount.

(納付者保管)

第7号様式

年 月 日 作成

様

船橋市教育委員会

印

船橋市学校給食費催告書

次のとおり学校給食費が未納となっておりますので、下記の指定期日までにお支払いください。
下記の指定期限日までに、完納又は完納に至る納付計画についての連絡がない場合は、税務部債権管理課において民事訴訟法に基づき支払督促申立て又は訴訟の手続きに着手する場合があります。
また、法的措置に着手した場合、申立て手続き費用を併せて請求することを申し添えます。

- 1 指定期日
2 債務名 学校給食費実費徴収金
3 賦課年度
4 請求額(債務額) 円
5 内訳

Table with 7 columns: 摘要, 期別, 当初納期限, 調定額, 未納額, 遅延損害金, 債務額. The table is currently empty.

[元本金額] 円
[遅延損害金額] 円 (現在)

- 6 納付方法 指定金融機関又は収納代理金融機関(納付書)又は船橋市教育委員会保健体育課にて納付すること。

※この催告書は、現在で作成しています。既にお支払いいただいている場合は、本状と行き違い
ですのでご了承ください。

発行部署：
電話番号：

様

船橋市教育委員会

印

船橋市学校給食費納入通知書

本年度の学校給食費徴収額を次のとおり決定しましたので通知します。

1 学校給食費負担者 様

2 歳入科目 学校給食費実費徴収金

3 摘 要

4 期別・金額・納期限

期別	金額	納期限	期別	金額	納期限
年度 第1期					
年度 第2期					
年度 第3期					
年度 第4期					
年度 第5期					
小計A			小計B		
			合計(小計A+B)		

5 徴収方法 口座振替による。振替日は、毎月末日（12月は25日）です。
なお、振替日が金融機関の休業日に当たる場合は、翌営業日となります。

6 その他

(1) 就学援助の認定を受けている場合

就学援助の認定を受けている場合は、学校給食費が免除となります。後日、就学援助の認定をはずれた場合は、改めて徴収額を通知します。

(2) 生活保護を受けている場合

生活保護の教育扶助を受けている場合、その期間中は納付の必要がありません。後日、生活保護が廃止となった場合は、改めて徴収額を通知します。

(3) 減額・還付について

連続する3日以上に渡って給食を欠食する場合、学校で届出を受理した日の翌日から4日目（土日祝日を除く）以降の給食費を減額又は還付します。この場合、変更後の徴収額又は還付額を改めて通知します。

(4) 口座振替結果の確認について

「口座振替領収済通知書」の発行は行っておりませんので、学校給食費の口座振替結果は通帳記入によりご確認ください。

(5) 督促及び遅延損害金について

残高不足で振替不能となるなど、学校給食費が納期限までに納付されない場合は、督促状を送付します。また、当初納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、法定利率の遅延損害金を別途徴収します（100円未満の端数は切り捨て）。年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とします。

発行部署：

電話番号：

第9号様式

年 月 日 作成

様

船橋市教育委員会

印

船橋市学校給食費納入通知書

学校給食費徴収額を次のとおり決定しましたので通知します。

- 1 学校給食費負担者 様
- 2 期別 分
- 3 歳入科目 学校給食費実費徴収金
- 4 納付額 円
- 5 納期限
- 6 摘要
- 7 徴収方法 口座振替による。振替日は、毎月末日（12月は25日）です。
なお、振替日が金融機関の休業日に当たる場合は、翌営業日となります。
- 8 喫食メニュー一覧

月	月																															
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
選択																																

A:A献立(牛乳あり) /B:B献立(牛乳あり) /A0:A献立(牛乳なし) /B0:B献立(牛乳なし) /M:牛乳のみ/×:食べない

- 9 その他
 - (1) 還付について
連続して3日以上（休日等を除く）欠食する場合や、転出等の理由により途中から給食の提供を受けない場合は、学校で届出を受理した日の翌日から4日目以降（休日等を除く）の学校給食費を後日還付します。この場合、還付額を別途通知します。
 - (2) 口座振替結果の確認について
「口座振替領収済通知書」の発行は行っておりませんので、学校給食費の口座振替結果は通帳記帳等によりご確認ください。

発行部署：
電話番号：

様

船橋市教育委員会

印

船橋市学校給食費納入通知書

本年度の学校給食牛乳代徴収額を次のとおり決定しましたので通知します。

- 1 学校給食費負担者 様
- 2 期別 分
- 3 歳入科目 学校給食費実費徴収金
- 4 納付額 円
- 5 納期限
- 6 摘 要
- 7 徴収方法 口座振替による。振替日は上記期限の通り。
- 8 牛乳本数 本

内訳

飲用月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
本数													

9 その他

(1) 還付について

連続して3日以上（休日等を除く）欠食する場合や、転出等の理由により途中から給食の提供を受けない場合は、学校で届出を受理した日の翌日から4日目以降（休日等を除く）の学校給食費を後日還付します。この場合、還付額を別途通知します。

(2) 口座振替結果の確認について

「口座振替領収済通知書」の発行は行っておりませんので、学校給食費の口座振替結果は通帳記帳等によりご確認ください。

発行部署：

電話番号：

第11号様式

年 月 日 作成

様

船橋市教育委員会

印

船橋市学校給食費納入通知書兼納付書

学校給食費徴収額を次のとおり決定しましたので通知します。
納期限までに下記金額を次の納入場所へ納入してください。
納入の際は本書の切り取り線から下を切り離し、納入場所へお持ちください。

1 学校給食費負担者 様

2 歳入科目 学校給食費実費徴収金

3 摘 要

4 期別・金額・納期限

Table with 7 columns: 期別, 第1期, 第2期, 第3期, 第4期, 第5期, 合計. Rows for 金額 and 納期限.

5 納入場所 裏面に記載の金融機関本支店 (ゆうちょ銀行、コンビニエンスストア、ATMでは納付できません。)

6 その他 学校給食費が納期限までに納付されない場合は、督促状を送付します。また、当初納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、法定利率の遅延損害金を別途徴収します(100円未満の端数は切り捨て)。年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とします。

発行部署：
電話番号：

船橋市学校給食費領収済通知書

Form for receipt confirmation with fields for 確認番号, 納期限, 給食費, 遅延損害金, 納付額, and 領収日付印.

指定金融機関取りまとめ店 千葉銀行船橋支店

(金融機関→船橋市)

船橋市学校給食費納付(払込)書

Form for payment slip with fields for 確認番号, 納付番号, 納期限, 給食費, 遅延損害金, 納付額, and 領収日付印.

(金融機関保管)

船橋市学校給食費領収書

Form for receipt with fields for 納付番号, 納期限, 給食費, 遅延損害金, 納付額, and 領収日付印.

(納付者保管)

この通知書は、船橋市教育委員会から発行されます。発行された日から1年以内で有効です。

第12号様式

年 月 日 作成

様

船橋市教育委員会

印

船橋市学校給食費納入通知書兼納付書

学校給食費徴収額を次のとおり決定しましたので通知します。
 納期限までに下記金額を次の納入場所へ納入してください（納期限を経過した納付書は金融機関窓口で使用できません）。
 納入の際は本書の切り取り線から下を切り離し、納入場所へお持ちください。

- 1 学校給食費負担者 様
- 2 期別 分
- 3 歳入科目 学校給食費実費徴収金
- 4 納付額 円
- 5 納期限
- 6 摘 要
- 7 納入場所 裏面に記載の金融機関本支店
(ゆうちょ銀行、コンビニエンスストア、ATMでは納付できません。)
- 8 喫食メニュー一覧

月	月																															
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
選択																																

A:A献立(牛乳あり) / B:B献立(牛乳あり) / A0:A献立(牛乳なし) / B0:B献立(牛乳なし) / M:牛乳のみ / X:食べない

発行部署：
 電話番号：

船橋市学校給食費領収済通知書

						様		
摘要								
確認番号				納期限				
①業務	③年度	⑤期別	⑦口座	⑧納付番号	②納付額			円
納付額内訳								
給食費				円		遅延損害金		円
※この納付書はゆうちょ銀行やコンビニエンスストア、ATM(現金自動預払機)では使用できません。 ※納期限を経過した納付書は使用できません。						領収日付印		
船橋会計管理者あて 上記のとおり領収したので通知します。								

指定金融機関取りまとめ店 千葉銀行船橋支店

(金融機関→船橋市)

この通知書は、船橋市教育委員会から発行されています。発行後、必ずお持ち帰りください。

船橋市学校給食費
 納付(払込)書

		様	
年度	確認番号		
業務	納付番号		
納期限			
給食費		円	
遅延損害金		円	
納付額		円	
領収日付印			
(金融機関保管)			

船橋市学校給食費
 領収書

		様	
年度	期別		
納付番号			
納期限			
給食費		円	
遅延損害金		円	
納付額		円	
上記のとおり徴収しました。			
領収日付印			
(納付者保管)			

第13号様式

年 月 日 作成

様

船橋市教育委員会

印

船橋市学校給食費納入通知書兼納付書

本年度の学校給食牛乳代徴収額を次のとおり決定しましたので通知します。
納期限までに下記金額を次の納入場所へ納入してください。
納入の際は本書の切り取り線から下を切り離し、納入場所へお持ちください。

- 1 学校給食費負担者 様
- 2 期別 分
- 3 歳入科目 学校給食費実費徴収金
- 4 納付額 円
- 5 納期限
- 6 摘 要
- 7 納入場所 裏面に記載の金融機関本支店
(ゆうちょ銀行、コンビニエンスストア、ATMでは納付できません。)
- 8 牛乳本数 本

内訳	飲用月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
本数														

発行部署：
電話番号：

船橋市学校給食費領収済通知書

										様
摘要										
確認番号					納期限					
①業務	③年度	⑤期別	⑦口座	⑧納付番号	②納付額					円
納付額内訳										
給食費					遅延損害金					円
※この納付書はゆうちょ銀行やコンビニエンスストア、ATM(現金自動預払機)では使用できません。										領収日付印
船橋会計管理者あて 上記のとおり領収したので通知します。										

指定金融機関取りまとめ店 千葉銀行船橋支店

(金融機関→船橋市)

この通知済通知書は通知済欄で処理しますので、消したり破れたりしないでください。

船橋市学校給食費
納付(払込)書

			様
年度	確認 番号		
業務	納付 番号		
納期限			
給食費		円	
遅延損害金		円	
納付額		円	
領収日付印			
(金融機関保管)			

船橋市学校給食費
領収書

		様
年度	期別	
納付番号		
納期限		
給食費		円
遅延 損害金		円
納付額		円
上記のとおり徴収しました。		
領収日付印		
(納付者保管)		

第14号様式

年 月 日 作成

様

船橋市教育委員会

印

船橋市学校給食費納入通知書兼納付書

学校給食費徴収額を次のとおり決定しましたので通知します。
納期限までに下記金額を次の納入場所へ納入してください。
納入の際は本書の切り取り線から下を切り離し、納入場所へお持ちください。

- 1 学校給食費負担者 様
2 期別 分
3 歳入科目 学校給食費実費徴収金
4 納付額 円
5 納期限
6 摘要
7 納入場所 裏面に記載の金融機関本支店
(ゆうちょ銀行、コンビニエンスストア、ATMでは納付できません。)
8 食数 食

発行部署：
電話番号：

船橋市学校給食費領収済通知書

Form with fields for recipient name, summary, confirmation number, period, account, amount, and payment date stamp.

指定金融機関取りまとめ店 千葉銀行船橋支店

(金融機関→船橋市)

船橋市学校給食費
納付(払込)書

Form for payment confirmation with fields for year, confirmation number, amount, and date stamp.

(金融機関保管)

船橋市学校給食費
領収書

Form for receipt confirmation with fields for year, period, amount, and date stamp.

(納付者保管)

この通知書は、通知書と納付書は別紙で発行しますので、併せてお持ちください。

様

船橋市教育委員会

印

船橋市学校給食費納入額変更通知書

年度 分の学校給食費について、次のとおり徴収額を変更しますので通知します。

- 1 学校給食費負担者 様
- 2 歳入科目 学校給食費実費徴収金
- 3 摘 要
- 4 期別・金額・納期限

期別	変更前	変更後	納期限
第1期	円	円	
第2期	円	円	
第3期	円	円	
第4期	円	円	
第5期	円	円	
	円	円	
合 計	円	円	

- 5 徴収方法 追加で納付が必要な場合は別紙の納付書にてお支払い下さい。

- 6 金額変更の理由 この納入額変更通知書は以下のいずれかに該当する場合に発行しています。
- (1) 食数変更により徴収額の変更が生じた場合
 - (2) 生活保護が開始または廃止になった場合
 - (3) 就学援助が認定された場合または認定をはずれた場合
 - (4) 市外へ転出される場合

発行部署：
電話番号：

様

船橋市教育委員会

印

船橋市学校給食費納入額変更通知書

年度 分の学校給食費について、次のとおり徴収額を変更しますので通知します。

- 1 学校給食費負担者 様
- 2 歳入科目 学校給食費実費徴収金
- 3 摘 要
- 4 期別・金額・納期限

期別	変更前	変更後	納期限
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
合計(本数)金額	(本) 円	(本) 円	

- 5 徴収方法 口座振替による。既にお支払いの分は徴収致しません。また変更後の金額より既に多くをお支払い済みの場合は、別途還付額を通知します。
- 6 金額変更の理由 この納入額変更通知書は以下のいずれかに該当する場合に発行しています。
 - (1) 食数変更により徴収額の変更が生じた場合
 - (2) 生活保護が開始または廃止になった場合
 - (3) 就学援助が認定された場合または認定をはずれた場合
 - (4) 市外へ転出される場合

発行部署：
電話番号：

第17号様式

年 月 日 作成

様

船橋市教育委員会

印

船橋市学校給食費納入額変更通知書兼納付書

年度 分の学校給食費について、次のとおり徴収額を変更しますので通知します。

1 学校給食費負担者 様

2 歳入科目 学校給食費実費徴収金

3 摘 要

4 期別・金額・納期限

Table with columns: 期別, 第1期, 第2期, 第3期, 第4期, 第5期, 合計. Rows: 変更前, 変更後, 納期限.

5 納入場所 裏面に記載の金融機関本支店 (ゆうちょ銀行、コンビニエンスストア、ATMでは納付できません。)

6 その他 学校給食費が納期限までに納付されない場合は、督促状を送付します。また、当初納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、法定利率の遅延損害金を別途徴収します(100円未満の端数は切り捨て)。年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とします。

納付期限までに下記金額を次の納入場所へ納入してください。
納入の際は本書の切り取り線から下を切り離し、納入場所へお持ちください。
変更以前の納付書は、ご使用にならず廃棄してください。

発行部署：
電話番号：

船橋市学校給食費領収済通知書

Form for receipt confirmation with fields for 確認番号, 納期限, 給食費, 遅延損害金, 領収日付印.

1 指定金融機関取りまとめ店 千葉銀行船橋支店

(金融機関→船橋市)

船橋市学校給食費
納付(払込)書

この領収済通知書は、領収済通知書として取り扱われます。領収済通知書として取り扱われるため、領収済通知書として取り扱われます。

Form for payment slip with fields for 年度, 確認番号, 納付番号, 納期限, 給食費, 遅延損害金, 納付額, 領収日付印.

(金融機関保管)

船橋市学校給食費
領収書

Form for receipt with fields for 年度, 期別, 納付番号, 納期限, 給食費, 遅延損害金, 納付額, 領収日付印.

(納付者保管)

様

船橋市教育委員会

印

船橋市学校給食費に関するお知らせ

本年度の学校給食費徴収額を次のとおり決定しましたので通知します。

1 学校給食費負担者 様

2 歳入科目 学校給食費実費徴収金

3 摘 要

4 期別・金額・納期限

期別	金額	納期限	期別	金額	納期限
小計A			小計B		
			合計(小計A+B)		

5 徴収方法 就学援助及び生活保護の該当者は、認定期間中、学校給食費を納入する必要がありません。

6 その他

(1) 就学援助の認定を受けている場合

就学援助の認定を受けている場合は、学校給食費が免除となります。後日、就学援助の認定をはずれた場合や認定とならなかった場合は、改めて徴収額を通知します。

(2) 生活保護を受けている場合

生活保護の教育扶助を受けている場合、その期間中は納付の必要がありません。後日、生活保護が廃止となった場合は、改めて徴収額を通知します。

発行部署：

電話番号：

第19号様式

年 月 日 作成

様

船橋市教育委員会

印

船橋市学校給食費に関するお知らせ

学校給食費徴収額を次のとおり決定しましたので通知します。

- 1 学校給食費負担者 様
- 2 期別 分
- 3 歳入科目 学校給食費実費徴収金
- 4 納付額 円
- 5 納期限
- 6 摘要
- 7 徴収方法 就学援助及び生活保護の該当者は、認定期間中、学校給食費を納入する必要がありません。
- 8 喫食メニュー一覧

月	月																														
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
選択																															

A:A献立(牛乳あり) /B:B献立(牛乳あり) /A0:A献立(牛乳なし) /B0:B献立(牛乳なし) /M:牛乳のみ/×:食べない

- 9 その他
- (1) 就学援助の認定を受けている場合
就学援助の認定を受けている場合は、学校給食費が免除となります。後日、就学援助の認定をはずれた場合は、改めて徴収額を通知します。
- (2) 生活保護を受けている場合
生活保護の教育扶助を受けている場合、その期間中は納付の必要がありません。後日、生活保護が廃止となった場合は、改めて徴収額を通知します。

発行部署：
電話番号：

様

船橋市教育委員会

印

船橋市学校給食費に関するお知らせ

本年度の学校給食牛乳代徴収額を次のとおり決定しましたので通知します。

- 1 学校給食費負担者 様
- 2 期別 分
- 3 歳入科目 学校給食費実費徴収金
- 4 納付額 円
- 5 納期限
- 6 摘 要
- 7 徴収方法 就学援助及び生活保護の該当者は、認定期間中、学校給食費を納入する必要がありません。
- 8 牛乳本数 本

内訳

飲用月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
本数													

9 その他

(1) 就学援助の認定を受けている場合

就学援助の認定を受けている場合は、学校給食費が免除となります。後日、就学援助の認定をはずれた場合は、改めて徴収額を通知します。

(2) 生活保護を受けている場合

生活保護の教育扶助を受けている場合、その期間中は納付の必要がありません。後日、生活保護が廃止となった場合は、改めて徴収額を通知します。

発行部署：

電話番号：